

○独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則

平成25年4月1日
住機規程第36号

(中間略)

令和3年3月30日 住機規程第42号改正

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 雇用 (第3条―第9条)
- 第3章 勤務
 - 第1節 勤務心得 (第10条―第15条)
 - 第2節 勤務時間及び休憩時間 (第16条―第20条)
 - 第3節 出勤、退勤及び欠勤 (第21条・第22条)
 - 第4節 休日、休暇及び休業 (第23条―第40条)
 - 第5節 出張及びテレワーク (第41条・第41条の2)
 - 第6節 勤務事項の管理等 (第42条)
- 第4章 給与及び退職手当 (第43条・第44条)
- 第5章 休職、退職及び解雇
 - 第1節 休職 (第45条―第48条)
 - 第2節 退職 (第49条―第50条)
 - 第3節 解雇 (第51条・第52条)
- 第6章 評定等 (第53条・第54条)
- 第7章 保健衛生 (第55条―第58条)
- 第8章 災害補償 (第59条―第61条)
- 第9章 表彰及び懲戒 (第62条―第65条)
- 第10章 雑則 (第66条・第67条)

附則

第1章 総則

(適用)

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の再雇用職員の実業に関する事項は、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において職員とは、独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。

2 この規則において再雇用職員とは、職員就業規則第46条の規定により、特定の勤務地において期間を定めて再雇用した者をいう。

3 この規則において所属長等とは、職員就業規則第9条第1項に規定する所属長等をいう。

4 この規則において勤務管理者とは、職員就業規則別表の審議役及び管理職以外の職員の項の勤務管理者欄に定める者のうち再雇用職員の上司に当たる者で、当該再雇用職員の勤務時間その他の勤務に関する事項についての管理を行うものをいう。

第2章 雇用

(再雇用の対象者)

第3条 再雇用の対象者は、次の各号に掲げるいずれかの者で再雇用を希望するものとする。

一 職員就業規則第45条第1号の場合に該当し、同条の規定により退職した者（以下「定年退職者」という。）

二 機構を退職した者（定年退職者を除く。）で、機構における勤務期間が25年以上あったもののうち、再雇用の雇用期間の初日において、満60歳以上である者（以下「定年前退職者」という。）

2 職員就業規則第45条第4号の規定により退職した者が職員就業規則第47条の規定により再び職員となった場合は、職員就業規則第45条第4号の規定により退職していた期間は前項第2号の機構における勤務期間に含むものとする。

(再雇用の選考等)

第4条 機構は、定年退職者が再雇用を希望するとき（当該定年退職者が退職した日の翌日からの再雇用を希望する場合に限る。）は、希望者全員を再雇用するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、再雇用しないことができる。

一 心身に著しい障害があるため機構の業務に耐えられない場合

二 再雇用職員としての適格性を欠く場合

三 禁こ以上の刑に処せられた場合

四 その他機構の業務上やむを得ない理由が生じた場合

- 2 機構は、定年前退職者を再雇用しようとするとき（定年退職者を退職した日の翌々日以降に再雇用しようとする場合を含む。）は、その者の健康状態及び機構在籍時における勤務成績並びに業務上の再雇用の必要性を考慮して、選考を行うものとする。
- 3 前2項の再雇用の手続に関し必要な事項は、総務人事部の事務を担当する役員（以下単に「役員」という。）が実施細則に定める。

（雇用期間）

第5条 前条の規定により再雇用することとなった者の雇用期間は、労働契約を締結した日からその後最初の3月31日までとする。

（雇用期間の更新）

第6条 前条の規定により定められた雇用期間は、第4条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除き、前条の雇用期間の満了した日の翌日からその後最初の3月31日までとして更新することができる。その後さらに更新する場合も同様とする。

- 2 機構は、前項の規定により雇用期間の更新を行おうとするときは、当該更新に係る再雇用職員について、雇用期間の更新の希望を確認した上で、理事長と職員就業規則第13条第1項に規定する職員の代表者（以下「職員の代表者」という。）との間の協定に定める基準に基づき行うものとする。
- 3 前2項の雇用期間の更新に係る手続に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（雇用期間の限度）

第7条 機構は、再雇用職員が満65歳に達する日以後における最初の3月31日後の期間については、当該再雇用職員を雇用できないものとする。

（労働契約）

第8条 機構及び再雇用職員は、労働契約の締結又は更新に当たり労働条件を明示した労働契約書を作成する。

- 2 前項に定めるもののほか、再雇用職員の労働契約締結の手続に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（届出事項）

第9条 再雇用職員として雇用された者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類のほか総務人事部長が実施細則に定める誓約書を所属長等を経て総務人事部長に提出しなければならない。

- 一 現住所
- 二 氏名
- 三 履歴に関する事項
- 四 扶養家族に関する事項
- 五 その他人事管理上必要として指示された事項

2 再雇用職員は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく、機構からの個人番号（同法第2条第5項に定める個人番号をいう。以下同じ。）の提供及び本人確認の求めに協力しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、定年退職者が再雇用されることになった場合（当該定年退職者の退職する日の翌日から再雇用することとなった場合に限る。）又は雇用期間の更新を行うこととなった場合にあつては、前2項の書類の提出等を省略することができる。

4 再雇用職員は、第1項各号に掲げる事項又は第2項の規定により提供した個人番号に異動があつた場合は、異動後の内容を、速やかに所属長等を経て総務人事部長に届け出なければならない。

5 再雇用職員が死亡した場合は、所属長等は、その年月日及び原因を速やかに総務人事部長に通知しなければならない。

第3章 勤務

第1節 勤務心得

（勤務の根本基準）

第10条 再雇用職員は、機構の公共的使命を自覚し、公平誠実を旨としてその職務に専念しなければならない。

第11条 再雇用職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、諸規程等を遵守し、上司の職務上の命令に従わなければならない。

（禁止行為）

第12条 再雇用職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 機構の名誉をき損し、又は利益を害すること。
- 二 職務上知ることができた秘密を漏らすこと。
- 三 機構の業務以外の他の業務に就くこと（役員が実施細則に定めるところにより許可を受けた場合を除く。）。
- 四 職務上必要がある場合のほか、みだりに機構の名称又は自己の職名を使用すること。
- 五 機構の秩序及び規律を乱すこと。
- 六 独立行政法人住宅金融支援機構反社会的勢力対応規程（平成21年住機規程第172号）第2条に規定する反社会的勢力と関係をもつこと。

（証人等になる場合の措置）

第13条 再雇用職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表しようとする場合は、理事長の許可を受けなければならない。

（機構内での集会、印刷物等の配布等）

第14条 再雇用職員は、機構内で業務外の集会を行い、又は業務外の印刷物等を配布し、若しくは掲示しようとする場合は、あらかじめ本店にあっては総務人事部長に、支店にあっては所属長に届け出てその許可を受けなければならない。

（再雇用職員の弁償責任）

第15条 再雇用職員が故意又は過失により機構に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を弁償させることがある。

2 前項の弁償をさせる金額は、理事長がその都度定める。

第2節 勤務時間及び休憩時間

（勤務時間）

第16条 再雇用職員の勤務時間は、1日について7時間20分とする。

（始業時刻及び終業時刻）

第17条 再雇用職員の始業時刻及び終業時刻は、次の各号に掲げるとおりとし、所属長等が決定する。

- 一 始業時刻は、午前8時55分又は午前9時25分（役員が実施細則に定める再雇用職員にあっては、午前7時55分又は午前9時55分を含む。）とする。
- 二 終業時刻は、午後5時15分又は午後5時45分（役員が実施細則に定める再雇用職員にあっては、午後4時15分又は午後6時15分を含む。）とする。

2 所属長等は、機構の業務上必要がある場合は、前項の始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

(休憩時間)

第18条 再雇用職員の休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

2 所属長等は、機構の業務上必要がある場合は、前項の休憩時間の開始時刻及び終了時刻を変更することができる。

(時間外勤務)

第19条 勤務管理者は、機構の業務上必要がある場合は、再雇用職員に対して第16条、第24条の2第3項又は第24条の3第3項に規定する勤務時間を超える勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずることがある。この場合、理事長は次の各号に掲げる事項に従い職員の代表者とあらかじめ協定を締結し、勤務管理者は当該協定に従って時間外勤務を命ずるものとする。ただし、第2号及び第3号に規定する再雇用職員については、業務の正常な運営を妨げるものとして役員が実施細則に定める場合は、この限りでない。

- 一 妊娠中の再雇用職員及び産後1年を経過しない再雇用職員（以下「妊産婦」という。）が請求した場合においては、命じないこと。
- 二 子の養育又は家族の介護を行う再雇用職員で役員が実施細則に定めるものについて時間外勤務を制限すること。
- 三 満3歳未満の子を養育する再雇用職員又は家族の介護を行う再雇用職員で役員が実施細則に定めるものについて時間外勤務を免除すること。

2 機構は、災害その他避けることのできない理由によって、臨時の必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において勤務時間を延長することができる。

3 機構は、時間外勤務を行った再雇用職員に対して独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（平成25年住機規程第32号。以下「再雇用職員給与規程」という。）に定めるところにより、時間外勤務手当を支給する。

(深夜勤務の制限)

第20条 次の各号に掲げる再雇用職員については、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜時間」という。）においては勤務させない。ただし、第2号に掲げる再雇用職員については、業務の正常な運営を妨げるものとして役員が実施細則に定め

る場合は、この限りでない。

- 一 妊産婦（請求したものに限る。）
- 二 子の養育又は家族の介護を行う再雇用職員で役員が実施細則に定めるもの

第3節 出勤、退勤及び欠勤

（出勤及び退勤）

第21条 再雇用職員は、始業時刻までに出勤しなければならない。

- 2 再雇用職員は、終業時刻が経過したとき（時間外勤務を命じられた場合にあつては、当該時間外勤務が終了したとき）は、退勤しなければならない。
- 3 再雇用職員は、出勤時刻、退勤時刻その他出勤及び退勤に関する事項を役員が実施細則に定めるところにより記録しなければならない。

（欠勤）

第22条 再雇用職員は、やむを得ない理由で欠勤しようとする場合は、あらかじめその理由及びその日を明示して、勤務管理者に届け出なければならない。あらかじめ届け出ることができなかつた場合は、事後速やかに届け出なければならない。

- 2 前項に規定する届出を怠つた再雇用職員の欠勤については、無届欠勤として取り扱う。
- 3 通勤災害（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に定める通勤災害をいう。以下同じ。）により欠勤した場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

第4節 休日、休暇及び休業

第23条 削除

（休日）

第24条 休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 年末年始（12月31日、1月2日及び1月3日）
 - 四 その他特に理事長が指定する日
- 2 所属長等は、機構の業務上必要がある場合は、前項の休日を変更することがある。
 - 3 前2項の休日は、勤務管理者が必要と認める場合は、休日以外の日と振り替える

ことができる。この場合、振り替えられた休日の勤務は、正規の勤務日の勤務として取り扱う。

4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条第1項の休日は日曜日とする。

（週4日勤務再雇用職員）

第24条の2 再雇用職員は、役員が実施細則に定めるところにより、第24条第1項に規定する休日に月曜日から金曜日までのうち1つの曜日を追加することができる。

2 前項の適用を受ける再雇用職員（以下「週4日勤務再雇用職員」という。）の勤務時間並びに始業時刻及び終業時刻、休日並びに時間単位の年次有給休暇は、第16条、第17条、第24条及び第29条の規定にかかわらず、次項から第10項までに定めるところによる。

3 週4日勤務再雇用職員の勤務時間は、1日について6時間45分とする。

4 週4日勤務再雇用職員の始業時刻及び終業時刻は、次の各号に掲げるとおりとし、所属長等が決定する。

一 始業時刻は、午前8時55分又は午前9時30分とする。

二 終業時刻は、午後4時40分又は午後5時15分とする。

5 所属長等は、機構の業務上必要がある場合は、前項の始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

6 週4日勤務再雇用職員の休日は、次の各号に掲げる日とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 年末年始（12月31日、1月2日及び1月3日）

四 労働契約に定める曜日（第1項の規定により追加された曜日）

五 その他特に理事長が指定する日

7 所属長等は、機構の業務上必要がある場合は、前項の休日を変更することができる。

8 前2項の休日は、勤務管理者が必要と認める場合は、休日以外の日と振り替えることができる。この場合、振り替えられた休日の勤務は、正規の勤務日の勤務として取り扱う。

9 労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条第1項の休日は日曜日とする。

10 第27条第1項の規定による1時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」と

いう。)は、第26条第1項又は第2項に規定する年次有給休暇のうち、5日(35時間)の範囲内に限り、次の各号に定めるところにより取得できる。

- 一 時間単位年休を取得できる者は、全ての週4日勤務再雇用職員とする。
- 二 週4日勤務再雇用職員が時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、7時間とする。
- 三 前2号に定める事項のほか、時間単位の年次有給休暇に関する事項は第26条に定めるとおりとする。

(時短勤務再雇用職員)

第24条の3 第16条の規定にかかわらず、役員が実施細則に定めるところにより、再雇用職員(週4日勤務再雇用職員を除く。)の勤務時間を1日について5時間20分とすることができる。

2 前項の適用を受ける再雇用職員(以下「時短勤務再雇用職員」という。)の始業時刻及び終業時刻並びに時間単位年休は、第17条及び第29条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

3 時短勤務再雇用職員の始業時刻及び終業時刻は、次の各号に掲げるとおりとし、所属長等が決定する。

- 一 始業時刻は、午前8時55分、午前9時25分、午前10時55分又は午前11時25分とする。
- 二 終業時刻は、午後3時15分、午後3時45分、午後5時15分又は午後5時45分とする。

4 所属長等は、機構の業務上必要がある場合は、前項の始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

5 時間単位年休は、第26条第1項又は第2項に規定する年次有給休暇のうち、5日(30時間)の範囲内に限り、次の各号に定めるところにより取得できる。

- 一 時間単位年休を取得できる者は、全ての時短勤務再雇用職員とする。
- 二 時短勤務再雇用職員が時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、6時間とする。
- 三 前2号に定める事項のほか、時間単位の年次有給休暇に関する事項は第26条に定めるとおりとする。

(休日勤務)

第25条 勤務管理者は、機構の業務上特に必要がある場合は、再雇用職員に対して休日における勤務（以下「休日勤務」という。）を命ずることがある。この場合、理事長は次の各号に掲げる事項に従い職員の代表者とあらかじめ協定を締結し、勤務管理者は当該協定に従って休日勤務を命ずるものとする。ただし、第2号及び第3号に規定する再雇用職員については、業務の正常な運営を妨げるものとして役員が実施細則に定める場合は、この限りでない。

- 一 妊産婦が請求した場合においては、休日勤務を命じないこと。
- 二 子の養育又は家族の介護を行う再雇用職員で役員が実施細則に定めるものについて休日勤務を制限すること。
- 三 満3歳未満の子を養育する再雇用職員又は家族の介護を行う再雇用職員で役員が実施細則に定めるものについて休日勤務を免除すること。

2 機構は、休日勤務を行った再雇用職員に対して再雇用職員給与規程に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。ただし、第24条第3項及び前条第8項の場合は、この限りでない。

（年次有給休暇）

第26条 再雇用職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間（以下この条において「休暇年度」という。）において、20日の年次有給休暇を取得することができる。

2 休暇年度の途中において採用された再雇用職員の当該休暇年度における年次有給休暇の日数については、当該再雇用職員の採用月に応じて、それぞれ次表のとおりとする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

3 前2項に規定する年次有給休暇については、3月31日現在において、未使用の日数があるときは、その日数を20日を限度として、雇用更新後の雇用期間に限り繰り越すことができる。

4 通勤災害により年次有給休暇を受けた場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

- 5 再雇用職員は、役員が実施細則に定めるところにより、毎月あらかじめ登録した任意の1日の第1項又は第2項に規定する年次有給休暇（以下この項及び次条において「マンスリー休暇」という。）の取得に努めることとし、所属長等は、各再雇用職員のマンスリー休暇の取得状況を把握するとともに、各再雇用職員がマンスリー休暇を取得できるよう、職場の環境づくりに配慮するものとする。
- 6 理事長は職員の代表者とあらかじめ協定を締結し、再雇用職員は、当該協定に従い、第1項又は第2項に規定する年次有給休暇のほか、健康の維持及び増進を図り、併せて家庭生活、地域生活、自己啓発等の充実を図るための年次有給休暇（以下「仕事と生活の調和休暇」という。）を休暇年度内に1日取得しなければならないものとする。この場合において、所属長等は全ての再雇用職員が仕事と生活の調和休暇を取得するよう必要な配慮を行わなければならない。
- 7 理事長は職員の代表者とあらかじめ協定を締結し、再雇用職員（休暇年度の途中において採用された再雇用職員のうち、採用月が当該休暇年度の10月から12月までのいずれかである再雇用職員を除く。）は、当該協定に従い、第1項又は第2項に規定する年次有給休暇及び仕事と生活の調和休暇のほか、夏季における健康の維持及び増進を図り、併せて事務効率の向上に資するための年次有給休暇（以下「夏季休暇」という。）を7月1日から9月30日までの間に3日（休暇年度の途中において採用された再雇用職員のうち、採用月が当該休暇年度の8月である再雇用職員は2日、採用月が当該休暇年度の9月である再雇用職員は1日）の年次有給休暇を取得しなければならないものとする。この場合において、所属長等は全ての再雇用職員が夏季休暇を取得するよう必要な配慮を行わなければならない。
- 8 仕事と生活の調和休暇及び夏季休暇の取得手続等は、役員が実施細則に定める。
- 9 休暇年度において第1項又は第2項に規定する年次有給休暇、仕事と生活の調和休暇及び夏季休暇を合計して10日以上取得できる再雇用職員（休暇年度内に第1項若しくは第2項に規定する年次有給休暇（1日又は半日を単位とするものに限る。）を1日（休暇年度の途中で採用された再雇用職員で採用月が10月である者にあつては2日）以上取得した者又は休暇年度の途中で採用された再雇用職員で採用月が11月から3月までの間である者を除く。）は、勤務管理者が時季を指定する第1項又は第2項に規定する年次有給休暇（1日を単位とするものに限る。）1日（休暇年度の途中で採用された再雇用職員で採用月が10月である者にあつては2日）を休

暇年度内に取得しなければならない。

- 10 前項における第1項又は第2項に規定する年次有給休暇の取得手続等は、役員が実施細則に定める。

(年次有給休暇の単位)

第27条 前条第1項又は第2項に規定する年次有給休暇(マンスリー休暇を除く。)は1日、半日又は1時間(週4日勤務再雇用職員及び時短勤務再雇用職員にあっては、1日又は1時間)を単位として取得することができる。

- 2 マンスリー休暇、仕事と生活の調和休暇及び夏季休暇は1日を単位として取得することができる。

(半日単位の年次有給休暇)

第28条 再雇用職員が半日単位の年次有給休暇を取得した場合の休暇時間は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 午前8時55分から午後1時00分まで又は午前9時25分から午後1時30分まで(役員が実施細則に定める職員にあっては、午前7時55分から午後0時00分まで又は午前9時55分から午後2時00分までを含む。)
- 二 午後1時00分から午後5時15分まで又は午後1時30分から午後5時45分まで(役員が実施細則に定める職員にあっては、午後0時00分から午後4時15分まで又は午後2時00分から午後6時15分までを含む。)

- 2 半日単位の年次有給休暇を取得する場合は、第18条に定める休憩時間はないものとする。
- 3 半日単位の年次有給休暇を取得した場合は、年次有給休暇を0.5日取得したものとする。
- 4 前3項に定める事項のほか、半日単位の年次有給休暇に関する事項は第26条に定めるとおりとする。

(時間単位の年次有給休暇)

第29条 時間単位年休は、第26条第1項又は第2項に規定する年次有給休暇のうち、5日(40時間)の範囲内に限り、次の各号に定めるところにより取得できる。

- 一 時間単位年休を取得できる者は、全ての再雇用職員とする。
- 二 再雇用職員が時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、8時間とする。

三 前2号に定める事項のほか、時間単位の年次有給休暇に関する事項は第26条に定めるとおりとする。

(年次有給休暇の届出)

第30条 再雇用職員が第26条第1項又は第2項に規定する年次有給休暇を取得しようとする場合は、あらかじめその日を勤務管理者に届け出なければならない。やむを得ない理由により、あらかじめ届け出ることができなかつた場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2 前項の場合において、機構の業務上必要があるときは、年次有給休暇を受ける日を変更されることがある。

(年次有給休暇への振替)

第31条 再雇用職員が欠勤した日については、第22条第1項の規定による届出があり、かつ、年次有給休暇に振り替えたい旨の届出を勤務管理者に行った場合に限り、第26条第1項又は第2項に規定する年次有給休暇の日数の範囲内で、同条第1項又は第2項に規定する年次有給休暇に振り替えることができる。

(特別有給休暇)

第32条 再雇用職員は、第26条に規定する年次有給休暇のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間の特別有給休暇を取得することができる。

- | | |
|---|-------------------------|
| 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通断又は隔離された場合 | その期間内 |
| 二 再雇用職員の居宅が火災にかかった場合又は火災が近隣にあった場合 | 所属長等が認定する期間 |
| 三 天災又は交通機関の事故等のためやむを得ず勤務できなかつた場合 | 所属長等が認定する期間 |
| 四 証人、参考人、鑑定人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合 | その都度必要とする期間 |
| 五 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | その都度必要とする期間 |
| 六 再雇用職員が出産する場合 | 産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間） |

	産後8週間
七 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合	2日以内
七の二 配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき。	役員が実施細則に定める期間
八 本人が結婚する場合	5日以内
九 子が結婚する場合	2日以内
十 兄弟姉妹が結婚する場合	1日
十一 配偶者が死亡した場合	10日以内
十二 父母又は子が死亡した場合	7日以内
十三 祖父母又は兄弟姉妹が死亡した場合	4日以内
十四 會祖父母、伯叔父母、甥・姪又は孫が死亡した場合	1日
十五 子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者又は伯叔父母の配偶者が死亡した場合	1日
十六 配偶者の父母が死亡した場合	葬祭を主宰する者は4日以内、その他の者は3日以内
十七 配偶者の祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹又は子が死亡した場合	1日
十八 配偶者、父母又は子の祭祀を行う場合	1日
十九 小学校就学の始期に達するまでの子が負傷し、若しくは疾病にかかった場合においてこれを看護するとき又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合	5日以内（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上いる場合は10日以内）
二十 災害時における被災者、障害者、高齢者等に対する支援活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）又は地域の文化若しくは経済の活性化のための支援活動を行う場合	5日以内

- | | |
|--|--|
| <p>二十一 骨髄移植のために骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する団体等に対して登録を行う場合並びに骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合</p> | <p>その都度必要とする期間</p> |
| <p>二十二 妊娠中又は出産後1年以内の再雇用職員で母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診断を受ける場合その他当該職員の母体の健康保持のため必要であるとして役員が実施細則に定める場合</p> | <p>役員が実施細則に定める期間</p> |
| <p>二十三 1歳に満たない子を養育するために必要がある場合</p> | <p>役員が実施細則に定める期間</p> |
| <p>二十四 独立行政法人住宅金融支援機構職員人材育成実施規程（平成21年住機規程第45号）第11条第2項第1号に規定する指定資格の取得又は更新を行う場合</p> | <p>役員が実施細則に定める期間</p> |
| <p>二十五 常時介護を必要とする状態にある家族の介護を行う場合</p> | <p>5日以内（常時介護を必要とする状態にある家族が2人以上いる場合は、10日以内）</p> |
| <p>二十六 定年退職者が退職した翌日から引き続き再雇用されることとなった場合において、定年退職日における勤務地と異なる勤務地で勤務することに伴い居所を移動するとき</p> | <p>2日以内</p> |
- 2 前項各号に掲げるもののほか、再雇用職員の健康の維持及び増進を図り、併せて事務効率の向上及び不正の防止を図るための連続する5日（週4日勤務再雇用職員にあっては連続する4日）の特別有給休暇を全ての再雇用職員に付与するものとし、所属長等は、全ての再雇用職員がこれを取得するよう必要な配慮を行わなければならない。
- 3 第1項第19号及び第25号に掲げる特別有給休暇については、勤続6月未満の再雇用職員は取得できない。

4 第1項第1号から第21号までに掲げる場合において、勤務地を離れて旅行する必要があるときは、これに要した期間を特別有給休暇として認められた期間に加算する。

5 通勤災害により特別有給休暇を受けた場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

6 第1項第19号から第25号までに掲げる場合における特別有給休暇並びに第2項に規定する特別有給休暇を取得する際の要件、手続等については、役員が実施細則に定める。

(特別有給休暇の届出及び承認)

第33条 再雇用職員が前条に規定する特別有給休暇を取得する場合は、その理由及び期間（取得しようとする特別有給休暇が前条第2項に規定する特別有給休暇である場合にあっては、その期間）を勤務管理者に届け出てその承認を得なければならない。ただし、前条第1項第4号から第6号までに規定する特別有給休暇を受ける場合であって、あらかじめ届け出たときは、その承認を得ることを要しない。

(無給休暇)

第34条 再雇用職員は、機構と住宅金融支援機構労働組合とが協議して別に定める会議に出席する場合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において10日（旅行日を含む。）の無給休暇を受けることができる。

2 再雇用職員は、前項の無給休暇を受けようとする場合は、あらかじめその日数及び会議名称を勤務管理者に届け出なければならない。

(介護休業)

第35条 再雇用職員は、常時介護を必要とする状態にある家族の介護をするため、介護休業を受けることができる。

2 介護休業を受ける際の要件、手続等については、役員が実施細則に定める。

(介護短時間勤務)

第36条 再雇用職員は、常時介護を必要とする状態にある家族の介護をするため、介護短時間勤務を受けることができる。

2 介護短時間勤務を受ける際の要件、手続等については、役員が実施細則に定める。

(病気休暇)

第37条 再雇用職員は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める病気休暇を受けることができる。

一 1つの傷病のため連続して1週間以上にわたって勤務できない場合 療養型の病気休暇

二 がんの治療、腎透析、脳疾患による後遺症のリハビリ等のため定期的な通院が必要となる場合 通院型の病気休暇

2 病気休暇を受ける際の要件、手続等については、役員が実施細則に定める。

3 通勤災害により病気休暇を受けた場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

(生理休暇)

第38条 再雇用職員で生理日の就業が著しく困難な者が勤務管理者に請求したときは、その者に対して生理休暇を与える。そのうち2日を有給とし、2日を越える日数については無給とする。

(育児休業)

第39条 再雇用職員は、子の養育をするために、育児休業を受けることができる。

2 育児休業を受ける際の要件、手続等については、役員が実施細則に定める。

(育児短時間勤務)

第40条 再雇用職員は、子の養育をするために、育児短時間勤務を受けることができる。

2 育児短時間勤務を受ける際の要件、手続等については、役員が実施細則に定める。

第5節 出張及びテレワーク

(出張)

第41条 再雇用職員は、機構の業務のため、本来の勤務場所となる事務所を離れ、当該事務所の外に出かけること（以下「出張」という。）を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた再雇用職員に対する旅費の支給については、独立行政法人住宅金融支援機構旅費規程（平成19年住機規程第40号）の定めるところによる。

3 出張を命ぜられた職員は、役員が実施細則に定めることにより出張日その他出勤に関する事項を記録しなければならない。

(テレワーク)

第41条の2 再雇用職員は、再雇用職員の自宅又は自宅に準じる場所として総務人事部長が実施細則に定める場所において、情報通信機器を利用して行う勤務（以下「テレワーク」という。）を命ぜられることがある。

2 テレワークに要する費用の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 機構が貸与する情報通信機器を利用する場合の通信費は、機構の負担とする。

二 テレワークに伴って発生する通信費（前号に規定する通信費を除く。）及び水道光熱費は、再雇用職員の負担とする。

三 テレワークに必要な事務用品等は、機構所有のものを利用することができる。

3 テレワークにおける第18条に規定する休憩時間は、同条の規定にかかわらず勤務管理者にあらかじめ許可を得た上で変更することができる。

4 テレワークを行う再雇用職員は、1日1回に限り第18条第1項に規定する休憩時間（同条第2項又は前項の規定により変更された休憩時間を含む。）のほか勤務管理者にあらかじめ許可を得た上で、1時間の範囲で私用による休憩（以下「私用休憩」という。）を取得することができる。この場合における終業時刻は、取得した私用休憩の時間分を第17条第1項第2号に規定する時刻から繰り下げることにする。

5 再雇用職員がテレワークを実施する場合の就業に関して必要となる事項については、この規則に定めるもののほか役員が実施細則に定める。

第6節 勤務事項の管理等

第42条 勤務管理者は、その管理の対象となる再雇用職員に係る次の各号に掲げる事項（以下「勤務事項」という。）について、その事実、日数及び時間数の集計その他勤務状況の管理を行う。

一 出勤、退勤、欠勤、勤務時間、時間外勤務（深夜時間の勤務及び休日勤務を含む。）、休日

二 年次有給休暇、特別有給休暇、無給休暇、介護休業、介護短時間勤務、病気休暇、生理休暇、育児休業及び育児短時間勤務

2 勤務管理者に対して行う勤務事項に係る届出、承認等の手続、勤務事項の管理その他勤務に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第4章 給与及び退職手当

（給与）

第43条 再雇用職員の給与は、再雇用職員給与規程の定めるところにより支給する。

(退職手当)

第44条 再雇用職員には、退職手当は支給しない。

第5章 休職、退職及び解雇

第1節 休職

(休職理由)

第45条 再雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、休職を命ぜられることがある。

- 一 結核性疾患による病気休暇の期間が3月を超える場合
- 二 前号に該当する場合を除き、病気休暇の期間が1月を超える場合
- 三 前2号以外の場合で、傷病のため勤務させることが適当でないと機構が認めたとき
- 四 刑事事件に関し起訴された場合
- 五 その他特別の理由がある場合

2 前項第1号及び第2号の期間算定については、10日を超える病気休暇ののち出勤し、その後1月以内にさらに従前の傷病に関連する病気休暇を受けたときは、従前の病気休暇の期間を通算する。

(休職の期間)

第46条 前条第1項第1号から第3号までに掲げる場合に該当したことによる休職の期間は、機構の産業医又は機構の指定する医師の意見を徴し、療養を要する程度に応じて、いずれも6月を超えない範囲内において総務人事部長がその都度定める。ただし、前条第1項第3号に掲げる場合に該当したことによる休職が、従前の傷病に関連する傷病を理由とするもので、復職後10日を経過していない場合の期間の計算に当たっては、先の休職の期間を後の休職の期間に通算するものとする。

2 前条第1項第4号に掲げる場合に該当したことによる休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

3 前条第1項第5号に掲げる場合に該当したことによる休職の期間は必要に応じて、6月を超えない範囲内において、総務人事部長がその都度定める。

(休職の効果)

第47条 休職を命ぜられた再雇用職員は、再雇用職員としての身分を保有するが職務

に従事しない。

(復職)

第48条 休職を命ぜられた再雇用職員について、その休職期間中、第45条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる休職の理由が消滅した場合は、当該再雇用職員に復職を命ずるものとする。ただし、第45条第1項第1号から第3号までに掲げる場合に該当したことにより休職した再雇用職員が、復職後6月の間に勤務することが困難となった場合には、医師の診断を受けさせる等必要な措置を講じることがある。

2 第45条第1項第4号又は第5号に掲げる理由により休職を命ぜられた再雇用職員の休職期間が満了したときは、復職を命ずることがある。

第2節 退職

(希望退職)

第49条 再雇用職員が退職を希望する場合は、総務人事部長が実施細則に定める退職願を所属長等を経て総務人事部長に願い出なければならない。

2 総務人事部長は、再雇用職員から退職の願出があった場合は、特に支障のない限り、承認するものとする。

3 再雇用職員は、退職を願い出た後も、承認があるまでは、従前のおり勤務しなければならない。

(希望退職以外の退職)

第50条 再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当然退職するものとする。

一 労働契約期間が満了した場合

二 休職期間が満了した場合（第48条第2項の規定により復職した場合を除く。）

三 死亡した場合

第3節 解雇

(解雇)

第51条 再雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、労働契約期間中であっても、解雇されることがある。

一 心身に著しい障害があるため機構の業務に耐えられない場合

二 再雇用職員としての適格性を欠く場合

三 勤務成績が著しく不良である場合

四 その他機構の業務上やむを得ない理由が生じた場合

第52条 再雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇される。

一 禁こ以上の刑に処せられた場合

二 第63条第1項に定める免職の懲戒が行われた場合

第6章 評定等

(勤務成績の評定)

第53条 再雇用職員の執務については、勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じて、適切な措置を講ずるものとする。

(研修)

第54条 再雇用職員の勤務能率の発揮及び増進のため、業務上の研修を行うことがある。

第7章 保健衛生

(保健衛生の心得)

第55条 再雇用職員は、保健衛生について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第12条の規定に基づき選任された衛生管理者の指示に従わなければならない。

(感染症等の届出等)

第56条 再雇用職員は、自己、同居人又は近隣の者が、感染症にかかり若しくはその疑いがある場合は、直ちに所属長等に届け出なければならない。この場合において必要があるときは、その再雇用職員は、出勤の停止を命ぜられることがある。

2 前項の規定により出勤の停止を命ぜられて欠勤した場合（再雇用職員が疾病にかかったために欠勤した場合を除く。）は、これを出勤として取り扱う。

(健康管理)

第57条 再雇用職員は、業務の遂行に支障を来さぬよう、健康の保持に努めなければならない。

2 再雇用職員は、機構が指定する健康診断を受けなければならない。

3 前項の規定による健康診断又は医師によるその他の診断の結果に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構職員健康管理規程（平成21年住機規程第39号）に定めるところにより、勤務時間の制限、業務の転換、治療その他必要な措置を命ずることがある。

4 前項の規定により、勤務時間の制限を命ぜられて勤務しなかった場合は、これを出勤として取り扱う。

5 第2項の規定により健康診断を受けた場合の勤務の取扱いについては、役員が実施細則に定める。

(勤務の制限)

第58条 機構は、妊娠中又は出産後1年以内の職員に対し、役員が実施細則に定めるところにより勤務をしないこと又は一部の作業を制限することを認めることができる。

2 前項の規定により勤務をしなかった場合は、これを出勤として取り扱う。

第8章 災害補償

(療養費の負担等)

第59条 機構は、再雇用職員が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、労働基準法に定めるところに従い、当該再雇用職員に対し、必要な療養を行い、又は必要な療養費を負担する。

2 前項の負傷又は疾病による欠勤は、出勤として取り扱う。

(障害補償)

第60条 機構は、業務上の負傷又は疾病により再雇用職員の身体に障害が存する場合は、当該再雇用職員に対し、その障害の程度に応じて、労働基準法に定めるところに従い障害補償を行う。

(遺族補償及び葬祭料)

第61条 機構は、再雇用職員が業務上死亡した場合は、労働基準法の定めるところに従い、遺族又は再雇用職員の死亡当時その収入によって生計を維持した者に対し、遺族補償を行い、葬祭を行う者に対し、葬祭料を支払う。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

第62条 再雇用職員の表彰は、独立行政法人住宅金融支援機構表彰・感謝状贈呈規程(平成19年住機規程第99号)に定めるところによる。

(懲戒)

第63条 再雇用職員が、この規則に違反し、又は職務上の義務の履行を怠った場合は、理事長は、その違反の軽重に従い、それぞれ次表に定めるところにより、戒告、

減給又は免職の懲戒を行う。

種類	内 容
戒告	再雇用職員の責任を確認し、その将来を戒める。
減給	1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えないで、かつ、総額が賃金支払期における給与の総額10分の1を超えない範囲内において賃金を減額する。
免職	—

2 理事長が再雇用職員に対し懲戒を行う場合は、独立行政法人住宅金融支援機構懲戒規程（平成19年住機規程第25号）に定めるところによる。

（始末書）

第64条 理事長が再雇用職員に対し前条の規定による懲戒を行おうとする場合は、当該再雇用職員に始末書を提出させることができる。

（弁償責任との関係）

第65条 再雇用職員が、故意又は過失により機構に損害を与えた場合は、第63条の規定による懲戒を受けることによって、第15条に規定する弁償の責任を免れるものではない。

第10章 雑則

（期間の計算）

第66条 第32条（第1項第19号及び第25号並びに第2項を除く。）、第37条、第45条及び第46条に規定する休暇及び休職の期間については、その期間に休日を含むものとする。

（実施細則への委任）

第67条 この規程に定めるもののほか、再雇用職員が業務の遂行に当たり乗用車を運転する場合にその安全を確保するために必要な手続等に関する事項その他再雇用職員の就業に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

2 この規程に定めるところにより行う届出等に関し必要な書式は、総務人事部長が実施細則に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行する。